

平成30年度外部評価シート

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）		
NO、施策名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。 関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。 	
NO、基本事業名	1104	家庭・地域における子育て支援
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> 親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていく環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。 市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図る。 児童館は、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努める。 子ども家庭支援センターは、総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供、ネットワークの構築と要支援家庭サポートなど機能を充実する。 地域子育て支援センターを子育て親子の交流を促進する支援拠点とし、子育てに関する情報提供、相談支援を充実する。 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、計画的に推進される支援事業、子育て支援機能、NPOや子育てサークルなどの充実に努める。 子育て中の親子や妊婦などが事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行う。 	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
110401	一時預かり事業	通院、介護、傷病、冠婚葬祭や育児疲れ等により緊急的に家庭で保育が困難になった場合に一時的に保育を提供することができており、地域における多様な保育ニーズに対応することができている。
110402	病児・病後児保育事業	病中や病気の回復期にあつて集団による保育が困難な場合において保育及び看護ケアを行っており、地域における多様な保育ニーズに対応することができている。
110403	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する事業として、一定の機能を果たしている。
110404	地域の子育て支援事業	園庭や各園で実施する様々な催物を地域に開放することにより魅力ある居場所づくりの提供や育児不安の解消など地域における子育て機能の向上に寄与している。
110406	ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員／提供会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員／依頼会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）で、子育て世帯を支える重要な制度である。平成29年度末で、ファミリー会員567人に対し、サポート会員206人（うち両方会員11人を含む）であるため、サポート会員（両方会員を含む）の人数及び活動件数を増やしていく必要がある。
110407	地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点として、保育園併設という法人の独自性を生かし、子育て親子の交流、情報交換、子育て講座による知識の提供、相談支援により、地域の子育て環境の充実に成果があった。
110408	児童館管理運営事業	児童館管理運営事業は児童館の自由来館や各種（年代別）行事の開催等を通じて、児童館利用者が安心して児童館を利用できるよう管理運営を行う事業である。平成29年度は児童館の参加人数が前年度と比較し増加しており、児童の健全育成に寄与している。
110409	児童の居場所づくり事業	児童館に係る空白地域において、既存の公共施設等を活用した子育て支援機能を充実させ、地域の子ども達に健全な遊びを提供し、安心・安全な居場所を確保する事業であり、平成29年度は前年度と比較し利用者が482人増加するなどの成果があった。
110410	子ども家庭支援センター運営事業	虐待対応が児童相談所より、住民から身近な地域で求められており、総合相談、情報提供、地域組織活動の充実、関係機関とのネットワークの構築を図ることで、虐待予防や安心して子育てができる事業として成果があった。
110411	東久留米市青少年問題協議会運営事業	東久留米市青少年問題協議会運営事業は青少年の健全育成に関する調査・審議する青少年問題協議会を開催し、運営する事業である。様々な青少年に関わる問題が深刻化する中で、平成29年度は青少年に関する現状把握・意見交換・情報共有を行うことができるなどの成果があった。
110412	愛のひと声運動支援事業	愛のひと声運動実施委員会及び愛のひと声単位実施委員会が青少年に対して、日常的あいさつ・ひと声運動から青少年の健全育成を図る事業である。地域巡回活動延べ参加者数は前年度と比較し増加しており、一定の効果はある。ただし、本事業の担い手が減少傾向にあるため、本事業の規模や内容等について精査し、他市の状況も把握する必要がある。
110413	中学校地区青少年健全育成協議会支援事業	7地区の青少年健全育成協議会に対して、青少年健全育成に係る活動（社会環境の浄化、青少年の非行防止活動等）を支援する事業であり、地区青少協のイベントに参加した青少年の延べ人数は前年度と同程度であり、青少年の健全育成に一定の効果があった。

3 評価の視点

都市化・核家族化や共働き世帯の増加により、親族や身近な地域での援助が受けにくくなるなど、地域社会における子育て環境の変化が指摘されている。これに対応するには、地域住民を主体とした支援体制や、社会構造の変化に合わせた効果的な支援体制を構築していく必要がある。このため、市の現行の支援体制について、外部評価委員に貢献度評価と具体的提言を求める。

4 外部評価結果

①一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、サービス内容を十分に周知した上で、ニーズに対して漏れのない提供体制を整備していくことが重要である。東久留米市においては、転入者に対してケースごとの子育て支援事業を丁寧に説明するなど周知という面では一定の評価ができるため、今後も十分な周知に努め、サービスを必要としている市民に漏れなくサービスを提供できる体制を維持されたい。

②子育てに関する相談事業については、各保育園や子ども家庭支援センターなど様々な場において、施設の特性にあわせた相談体制が整えられている。この中でも、深刻な案件に対応する子ども家庭支援センター事業においては、案件のフォローが継続的になされることが重要である。成果指標として掲げられている問題解決件数の中には、市外転出等の理由で他自治体への引継ぎがなされて市としての対応が不要となった案件も件数として含まれてしまっているため、本来的な問題解決件数を把握するよう努められたい。また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村の役割が身近な場所での児童、保護者の継続的支援、児童虐待の発生予防等とされたことも踏まえ、継続して対応している相談案件の実績についてもあわせて把握していく必要がある。

③児童の居場所確保事業については、児童館の偏在といった課題に対応するために、移動児童館事業、児童の居場所づくり事業などソフト的な対応がなされているが、参加者数などの実績を踏まえた上でより効果的な事業内容や実施場所を検討していくことが必要である。また、高齢者向けの施設など、本来は別の目的で設置された施設を活用する事業であるため、その周知方法についても工夫が求められるところである。本事業の周知に当たっては、教育委員会を始めとした関係課の協力を得るために、事業主体である民間事業者に代わって、本事業の担当課が協力を要請するといった手法も有効であると考えられる。

④総じて、東久留米市の子育て支援に関する事業については、その必要性は理解できるものの、実績を踏まえた上でより効果的な事業手法を検討していく必要がある。法改正などの国の動向を的確に把握し、今後の事業の方向性を見極めつつ、適切な指標を設定した上で、継続的に実績を把握していく必要がある。

5 外部評価結果に対する市としての方針

①一時預かり事業、病児・病後児保育事業については、平成29年5月に国が公表した「子育て安心プラン」や東久留米市子ども子育て支援事業計画に沿って保育の受け皿の拡大等を進めております。今後もニーズ調査などにより提供するべきサービス量を把握するとともに、事業の十分な周知に努めてまいります。

ファミリー・サポート・センター事業については、市民に漏れなくサービスを提供できる体制を維持するため、サポート会員の確保に努め、事業実施主体である社会福祉協議会とともに事業の効果的な周知に努めてまいります。

②子育てに関する相談事業については、児童福祉法で明確化された市町村の役割・責務を十分に認識して対応していく必要があると考えています。引き続き、様々な場において相談できる体制を維持し、児童虐待等の継続した対応が必要な案件については、児童相談所等の関係機関と連携しながら子ども家庭支援センターを中心に、解決に向けた対応を図ってまいります。そのために、他市への引き継ぎ等により対応不要となった案件を除いた問題解決件数や、継続して対応している相談案件の実績についても把握に努めてまいります。

③児童の居場所確保事業については、児童館の偏在といった課題に対してソフト的な対応を進める中で、参加者数やコストなどの実績を踏まえて、より効果的な事業内容や実施場所を検討してまいります。また、本事業の周知に当たっては、教育委員会をはじめ、実施場所を所管している関係部署等に協力を要請してまいります。

④本市の子育て支援に関する事業の推進に向けては、児童福祉法等改正やその後の国の動きを注視しながら今後の事業の方向性を見定めつつ、適切な指標を設定してまいります。また、指標の実績については、状況の変化とあわせて事務事業評価表などで継続的に把握し、より効果的な事業手法の検討に生かしてまいります。